

令和5年度

健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

深川市監査委員



深 監 監

令和6年8月20日

深川市長 田中 昌幸 様

深川市監査委員 金山 泰明

深川市監査委員 松本 雅祐

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の  
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定  
により審査に付された標記について、別紙のとおり意見を提出します。



## 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算（以下「令和5年度決算」という。）に基づき算定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び同法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2 審査の期間

令和6年8月2日から令和6年8月7日まで

#### 3 審査の方法

審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠し適正に算定されているかを検証するために、関係書類との照合を行うなどにより審査を実施した。

### 第2 審査の結果等

#### 1 審査の結果

審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類も適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率等については、次表のとおりである。

#### (1) 健全化判断比率

区 分	令和5年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (%)	13.45 (%)	20.00 (%)
連結実質赤字比率	— (%)	18.45 (%)	30.00 (%)
実質公債費比率	15.5 (%)	25.00 (%)	35.00 (%)
将来負担比率	122.1 (%)	350.0 (%)	

#### (2) 資金不足比率

会 計 名	令和5年度決算	経営健全化基準
法適用企業 水道事業	— (%)	20.0 (%)
下水道事業	— (%)	20.0 (%)
病院事業	— (%)	20.0 (%)

## 2 健全化判断比率等の状況

### (1) 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表しており、本市において対象となるのは一般会計であり、その実質収支額は129,490千円の黒字となったことから、実質赤字比率は算定されないため「-」で表示している。

### (2) 連結実質赤字比率について

一般会計等及び公営企業会計の全会計を対象に算定した連結実質赤字比率は、連結実質収支額が1,615,291千円の黒字となったことから、連結実質赤字比率は算定されないため「-」で表示している。

### (3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の財政規模に対する割合を指標化したもので、資金繰りの程度を表している。令和5年度の実質公債費比率は15.5%（前年度14.5%）で、早期健全化基準25.0%を下回っている。

### (4) 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計の借入金（地方債）など、将来負担する可能性がある負債がどのくらいあるか表しており、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。令和5年度の将来負担比率は122.1%（前年度121.2%）で、早期健全化基準350.0%を下回っている。

### (5) 資金不足比率について

法適用企業すべてにおいて資金剰余の状態にあり、資金不足額が発生しなかったことから資金不足比率は算定されないため「-」で表示している。

法 適 用 企 業	
会 計 名	資金不足額・剰余額
水 道 事 業	328,192 千円
下 水 道 事 業	134,870 千円
病 院 事 業	1,003,510 千円

## 3 総括

令和5年度決算に基づき算定された健全化判断比率は早期健全化基準を、公営企業会計に係る資金不足比率は経営健全化基準をそれぞれ下回った。

公営企業会計については、引き続き良質なサービスの提供による収益の確保や経費の削減を積み重ね、その経営の改善に向けて、なお一層の工夫と努力を要望するものである。